



Q&A 収益認識の基本論点

15

論点 15 | 返品権付きの販売



Q

出版社や通信販売を営む企業では、無条件又は条件付きで返品を認めた上で商品を販売する場合があります。このような返品権付きの販売を行う場合、どのような会計処理を行うことになりますか。



A

販売された商品のうち、返品が見込まれる部分については収益を認識せず、返品が見込まれる部分について受け取った金額を返金負債として認識し、当該返金に関して、顧客から商品を回収する企業の権利を返品資産として認識します。





■ 会計基準等の定め (会計基準第53項、適用指針第85項から第88項、設例11)

返品権付きの販売を行う場合、返金が見込まれる金額を見積り、受取対価から当該金額を差し引いた金額で収益を認識します。また、返品が見込まれる資産を見積り、当該金額を差し引いて売上原価を計上します。なお、返金見込額により認識した負債(返金負債)及び企業が商品又は製品を回収する権利として認識した資産(返品資産)は、各決算日において見直す必要があります(会計基準第53項、適用指針第87項、第88項)。

返品権付きの販売の会計処理に当たっての各要素の測定方法は、下表のとおりです。

図表1 返品権付きの販売の会計処理に当たっての各要素の測定方法

項目	測定方法
収益	対価の総額から、返金見込額(変動対価の見積り及び変動対価の見積りの制限に関する定めを用いて算定)を控除して測定する(適用指針第85項(1)、第86項)。
返金負債	返金見込額(受け取った(又は受け取る)金額と上記により測定した収益との差額)で測定する(会計基準第53項、適用指針第85項(2))。
返品資産 (返品が見込まれる商品又は製品)	返品されると見込まれる商品又は製品の帳簿価額から予測される回収コスト(商品又は製品の価値の潜在的な下落の見積額を含む。)を控除して測定する(適用指針第85項(3)、第88項)。
販売した商品又は製品の原価	顧客に販売した商品又は製品の帳簿価額から上記により測定した返品資産の金額を控除して測定する。
減額する棚卸資産	顧客に販売した商品又は製品の帳簿価額で測定する。



■ 事例 返品権付きの販売

■ 前提条件

- A社は、商品Xを1個100千円で販売する契約を複数の顧客と締結し、合計100個(100千円×100個=10,000千円)の商品Xに対する支配を顧客に移転した時に現金を受け取った。A社の取引慣行では、顧客が未使用の商品Xを30日以内に返品する場合、全額返金に応じることとしている。A社の商品Xの原価は60千円である。
- この契約では顧客が商品Xを返品することが認められているため、A社が顧客から受け取る対価は変動対価である。A社が権利を得ることとなる変動対価を見積るために、A社は、当該対価の額をより適切に予測できる方法として期待値による方法(会計基準第51項)(注)を使用することを決定し、商品X97個が返品されないと見積った。
- A社は、収益が減額される確率又は減額の程度を増大させる可能性のある諸要因(適用指針第25項)(注)を考慮して、返品は自らの影響力の及ばない要因の影響を受けるが、商品X及びその顧客層からの返品数量の見積りに関する十分な情報を有していると判断した。さらに、返品数量に関する不確実性は短期間(すなわち、30日の返品受入期間)で解消されるため、A社は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される時点までに、計上された収益の額9,700千円(=100千円×返品されないと見込む商品X97個)の著しい減額が発生しない可能性が高いと判断した(会計基準第54項)(注)。
- A社は、商品Xの回収コストには重要性がないと見積り、返品された商品Xは利益が生じるように原価以上の販売価格で再販売できると予想した。

(注) ▶ Q&A 論点7 | 変動対価



■ 会計処理

① 商品の販売に係る売上高の計上 (単位:千円)

現金預金	10,000	/	売上高	9,700
		/	返金負債	300

※ 返品されると見込む商品X3個(=100個-97個)については収益を認識せず、9,700千円の収益を認識する(適用指針第85項)。また、返品されると見込む商品X3個について、300千円(=100千円×3個)の返金負債を認識する。

② 商品の販売に係る原価の計上 (単位:千円)

売上原価	5,820	/	商品	6,000
返品資産	180	/		

※ 60千円×100個=6,000千円の商品の減少を認識する。また、返金負債の決済時に顧客から商品Xを回収する権利について180千円(=60千円×3個)を認識する。